

リバースモーゲージローン(ゆうゆう物語) 商品概要

ご利用いただける方	以下のすべてを満たす個人のお客さま 1.お申込時に年齢が満55歳以上の方 2.配偶者がいる場合、配偶者の年齢が満50歳以上の方 3.年金や給与等による安定かつ継続した収入があり、前年度の税込年収が120万円以上の方(年収合算はできません。) 4.年金振込または給与振込をご利用中、または今後ご利用いただける方 5.本人名義、または配偶者との共有名義のご自宅にご夫婦2人または1人暮らしの方 6.ご契約時に判断能力をお持ちの方 7.戸籍全部事項証明書の提出により推定相続人を確定し、推定相続人の全員から同意が得られる方(後述) 8.銀行あて申出義務が履行できる方 9.当行の営業エリア内で路線価のある地域または路線価が過去あった地域に居住している方 10.保証会社の保証が得られる方 <small>※路線価が過去あった地域は、2012年以後の路線価があった地域に限ります。</small>						
お使いみち	原則としてご自由です。(生活資金とさせていただきます。) 【お使いみちの例】 日々の生活費・ご自宅の改築資金・医療費や介護費・当行扱いを含む住宅ローン等の借換資金						
ご融資極度額	300万円以上1億円以下で、10万円単位(ご融資実行額も10万円単位)かつ担保不動産評価額の50%以下とさせていただきます。						
お取引形態	一般当座貸越						
お借入期間	1年(自動更新)とし、ご本人死亡まで なお、ご本人死亡後、法定相続人からご返済期限の延長の申出があり、当行及び保証会社が承諾した場合は、死亡時から最長1年間延長させていただく場合があります。						
ご返済方法	<table border="1"> <tr> <td>元金</td> <td>任意返済とさせていただきます。ご本人死亡時は、相続人による現金返済または担保物件による代物弁済のいずれかの方法でご返済いただけます。</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>毎月(お申し出いただければ、店頭で返済額を試算いたします。)</td> </tr> </table>	元金	任意返済とさせていただきます。ご本人死亡時は、相続人による現金返済または担保物件による代物弁済のいずれかの方法でご返済いただけます。	利息	毎月(お申し出いただければ、店頭で返済額を試算いたします。)		
元金	任意返済とさせていただきます。ご本人死亡時は、相続人による現金返済または担保物件による代物弁済のいずれかの方法でご返済いただけます。						
利息	毎月(お申し出いただければ、店頭で返済額を試算いたします。)						
ご融資利率	変動金利 保証料込み(詳しくは当行のホームページをご覧ください。)						
必要書類	住民票、健康保険証、印鑑証明書2通、戸籍事項証明書、所得証明書または源泉徴収票、ご自宅の登記事項証明書、その他審査に必要な書類						
担保	保証会社が土地・建物に第一順位根抵当権を設定させていただきます。設定金額は、ご融資極度額の120%とさせていただきます。土地付建物は路線価のある地域とし、マンションは保証会社が承認する物件のみとさせていただきます。担保物件は、本人名義または配偶者との共有名義の居住用不動産とさせていただきます。(居住が条件となります。)借地、保留地、仮換地はお取り扱いできません。						
担保評価	保証会社が2年に1回、担保評価額の見直しを行い、担保評価額の下落があった場合、保証会社の基準に従いご融資極度額の減額を行います。						
ご契約期間中のご訪問	当行行員が、年1回ご契約者さまと面談し、ご契約者さま及び担保物件の現況確認を行います。						
保証人	原則として不要ですが、担保提供者は物上保証人となっていただけます。なお、連帯債務のお取扱いもございます。						
推定相続人(法定相続人のうち最優先順位にある方を指します。)	<table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>常に相続人になります。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">親族</td> <td>第一順位 お子さま(お子さまがいない場合、代襲相続人であるお孫さま)</td> </tr> <tr> <td>第二順位 ご父母さま(ご父母さまがいない場合、代襲相続人であるご祖父母さま)</td> </tr> <tr> <td>第三順位 ご兄弟姉妹さま(ご兄弟姉妹さまがいない場合、代襲相続人である甥御さま・姪御さま)</td> </tr> </table>	配偶者	常に相続人になります。	親族	第一順位 お子さま(お子さまがいない場合、代襲相続人であるお孫さま)	第二順位 ご父母さま(ご父母さまがいない場合、代襲相続人であるご祖父母さま)	第三順位 ご兄弟姉妹さま(ご兄弟姉妹さまがいない場合、代襲相続人である甥御さま・姪御さま)
配偶者	常に相続人になります。						
親族	第一順位 お子さま(お子さまがいない場合、代襲相続人であるお孫さま)						
	第二順位 ご父母さま(ご父母さまがいない場合、代襲相続人であるご祖父母さま)						
	第三順位 ご兄弟姉妹さま(ご兄弟姉妹さまがいない場合、代襲相続人である甥御さま・姪御さま)						
保証会社	株式会社かんそうしん						
当行が契約している指定紛争解決機関	全国銀行協会相談室 ■連絡先/0570-017109※ または03-5252-3772 ■受付日/月～金曜日(祝日および銀行休業日を除く) ■受付時間/午前9:00～午後5:00 <small>※一般電話・公衆電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。</small>						

■店頭にて説明書をご用意しております。詳しくは窓口まで。
 ■審査の結果によっては、ローン利用のご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

2023年5月22日現在

◆お問い合わせは東日本銀行インフォメーションセンターへお気軽にどうぞ。

 **0120-600185** 【受付時間】銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです。
<https://www.higashi-nipponbank.co.jp/>

リバースモーゲージローン ゆうゆう物語

ゆとりのセカンドライフを、持ち家で叶える



リバースモーゲージローン「ゆうゆう物語」とは

お客様の充実したセカンドライフをサポートするための、ご自宅を活用したローンです。
 お客様のご自宅を担保に、保証会社の保証に基づき東日本銀行がご融資します。
 ご融資期間中も、ご自宅でそのまま生活することができます。

ご自宅のリフォーム、住み替えに!

有料老人ホームの入居費用に!

現在お借入しているローン等の借り換えに!

将来資金のご準備に!
 極度額の契約だけでも可能!

海外旅行やご自身のご趣味に!



 **0120-600185**
<https://www.higashi-nipponbank.co.jp/>

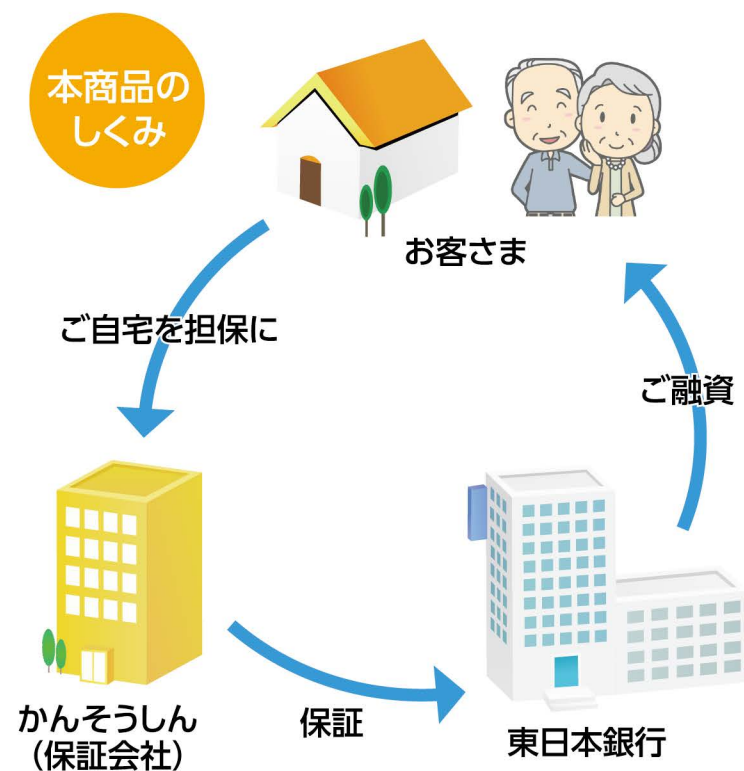
リバースモーゲージローンのご案内

暮らし方、自由自在。

ゆとりのセカンドライフを、
持ち家で叶える



- ご自宅のリフォーム、住み替えに!
有料老人ホームの入居費用に!
- 現在お借入している
ローン等の借り換えに!
- 将来資金のご準備に!
極度額の契約だけでも可能!
- 海外旅行やご自身のご趣味に!



■契約からご返済までの仕組み



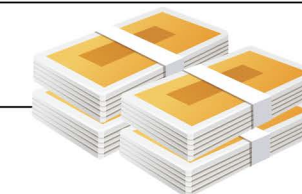
1 ご契約

- ①ご自宅を担保として、当座貸越契約を締結。
ご融資極度額は、300万円以上1億円以下で10万円単位(ご融資実行額も10万円単位)かつ担保不動産評価額の50%以下とさせていただきます。
- ②担保不動産に根抵当権を設定。
保証会社にご自宅の土地および建物に、第一順位の根抵当権を設定させていただきます。設定金額は、ご融資極度額の120%とさせていただきます。



2 ご融資

- ③ご来店の上、ご融資極度額の範囲内で、都度お借り入れ。
1回あたりのお借入金額は10万円以上(10万円単位)となります。



3 ご返済

- ④ご契約者さまがお亡くなりになった場合等に、ご自宅の売却や、お手元資金等により、一括でご返済。
随時、お手元資金によるご返済も可能です。また、お利息は毎月お支払いいただきます。なお連帯債務のお取扱いもごございます。

●ご注意ください

- ・本ローンご利用に当たってはお借入資格のほか、保証会社による審査がございます。ご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。
- ・本ローンは事業性資金としてはご利用いただくことはできません。
- ・お借入に際して、この書面に記載された手数料の他に登記費用・印紙代等の費用がかかります。